

令和4年10月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和4年10月28日（金）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時45分
- 2 開催場所
尾張旭市役所201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員11名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、課長補佐、主事
- 7 議題等
第22号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
報告事項13 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、11名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより10月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	【異議なしの声】
会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。</p> <p>議事録署名者は、荒谷弘美委員、飯沼勝則委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件は、第22号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が3件でございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、第22号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局 補佐	<p>それでは、第22号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。なお、申請が3件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。番号2、番号3については、それぞれ関連がございますので、一括で審議をお願いいたします。</p>
事務局 補佐	<p>【番号1 調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。番号1の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
加藤清徳 委 員	<p>本議案は今年6月に農用地利用計画の変更としてご審議いただいた内容ですが、排水計画が変更となっています。</p> <p>10月21日、荒谷弘美委員、松原圭子委員と現地を調査しました。申請地は稲葉町地内で、宮下橋から北西約300メートルに位置しており、東側は畑、西側は田になっています。</p> <p>転用目的は使用貸借による分家住宅の建築で、申請者は市外でマンション暮らしをしています。子の成長に伴い手狭となること等から、実家近くで分家住宅を建築するものであります。</p> <p>周囲はコンクリートブロック積みとする計画で、排水計画としては、当初は北側の既設用水路を排水路へ付け替える計画でしたが、雨水排水を北側農業用水路へ放流するものと、合併浄化槽排水と雨水排水を併せて放流ポンプ槽により南側宅地に埋設されている既存排水施設に接続するという2系統で放流する計画に変更しています。資金面も問題なく、万一周辺農地に被害を及ぼしたときには責任をもって解決するとの一文もあることから、調査員の意見としては、許可の基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。</p> <p>よろしくご審議申し上げます。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号1について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>

松原八壽雄 委 員	この農地は元々無理な用排水ルートで、特に排水に問題があると考えています。排水を申請地南側宅地へ放流ということですが、南側の家はどこの排水路につながっているのでしょうか。
加藤清徳 委 員	申請地南側の家の南側に排水路があり、そこに放流されます。
若杉 満 委 員	申請地と南側宅地との間にある土地は、地目が田ですが、この土地の取扱いはどうなるのでしょうか。
加藤清徳 委 員	南側の宅地と一体利用している状況で、南側宅地の敷地の一部となっています。
松原八壽雄 委 員	申請地東側農地は元々田越しで排水しており、従来の排水ルートがとれなくなりますが、今後の排水はどうなるのでしょうか。排水施設をつけた方がいいと思います。東側農地に建てるようには言えないのでしょうか。
事務局	今後は畑として利用する計画ですので、基本的には自然浸透となります。大雨等による冠水のおそれもあるため、排水施設の設置や東側農地への建設については既に検討してもらっています。
森下幸夫 委 員	同一所有者なので本人たちが言ってるなら問題ないのではないのでしょうか。
加藤清徳 委 員	南側宅地への排水承諾については、今後相続で所有者が代わってくると承諾だけでは揉めることも考えられます。地役権を付けてもらうのが良いと思います。
事務局	今のところ地役権設定の意向はないと聞いています。
水野洋子 委 員	南側排水は2軒分の水が流れることになりますが、たくさん雨が降ったらそれに耐えられるか、隣の田んぼに迷惑がかからないか心配です。
会 長	南側宅地が越境している部分は、一緒に解決してくれないのでしょうか。
事務局	指導はさせていただいておりますが、申請者が異なってくるため、まだ手続きがされていません。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 番号1について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手多数】
会 長	挙手多数により、番号1については、許可相当とすることに決まりました。続いて、番号2、番号3について、事務局から説明をお願いします。

事務局 補佐	<p>【番号2 番号3 調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願ひします。番号2、番号3の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願ひします。</p>
飯沼勝則 委 員	<p>10月24日、若杉満委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は南栄町地内で、中央通り南栄町交差点から北西約100メートルに位置しており、周辺は住宅と農地が混在しています。東側及び南側は市道で、西側は農地、北側は駐車場となっています。</p> <p>申請内容は、店舗及び駐車場の2件分の申請で、製粉・製麺業者である申請者が、他社との差別化を図るため、新たな事業としてオーガニック食材や地産野菜を使ったカフェ併設の小麦粉、そば粉、オーガニック食品の専門店を建築するものであり、店舗に附帯する駐車場として従業員用3台分と来客用8台分のスペースを確保するものです。選定にあたっては、競合が少なく社長自身の自己所有地でもあることから本件農地を選定しています。</p> <p>周辺への影響については、西側及び北側の境界にはコンクリートブロックを設置し、店舗敷地内からの雨水汚水雑排水については、合併処理浄化槽及び集水桝を經由して東側道路側溝へ放流する計画であり、駐車場の雨水排水については自然浸透とする計画であることから問題ありません。転用の確実性もあり、資金面も問題ありません。以前から雑種地として利用していたため始末書も添付されています。以上のことから、調査員の意見としては、許可の基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議お願ひします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号2、番号3について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
森下幸夫 委 員	<p>申請地北側の細い農地は、今回の申請の対象ではないのでしょうか。</p>
飯沼勝則 委 員	<p>わずかですけれど農地のまま残るということです。農地として活用するとのことでした。</p>
松原八壽雄 委 員	<p>どうしてこんな形で残すのでしょうか。農業委員会が何故こんな土地を残して許可したのかと問題になることはないでしょうか。</p>
事務局	<p>補足になりますが、申請書上には農地として継続して使用するという記載をいただいています。</p>

松原八壽雄 委 員	<p>そういうことが書いてあれば問題ないです。</p> <p>あと、駐車場は地下浸透ということですが、アスファルト舗装しないということですか。</p>
若杉 満 委 員	<p>申請書上に砕石を敷いて地下浸透とするとの記載をしていただいています。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、これより採決に移ります。</p> <p>番号2、番号3について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、番号2、番号3については、許可相当とすることに決まりました。</p>
会 長	<p>これをもちまして本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。報告事項13「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項13「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>1としまして、農地法第4条による届出が、1件で81平方メートル、主な概要は、狩宿町地内で一般個人住宅1件です。</p> <p>2としまして、農地法第5条による届出が、5件で1,434.33平方メートル、主な概要は、印場元町地内ほかで一般個人住宅4件、露天駐車場1件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれをもって終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>1点ございます。先月は農地パトロールを実施していただきありがとうございました。農地パトロールの結果、遊休農地と判断された土地の所有者に対して、利用意向調査を実施させていただきますので、ご承知おきください。なお、詳細については、事務連絡にて説明させていただきます。</p> <p>お知らせは以上でございます。</p>

会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は11月28日(月)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>
-----	---